

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

「食」は、私たちが心身の健康を保ち、豊かな心を育み、生涯にわたり生き生きと暮らすために欠かせないものです。私たちは「食」によって命を成り立たせているのであり、私たちの生活や活動全てにおいて重要な役割を担う「食」は、いわば生きていく上での基本となるものです。その「食」を正しく理解し、守り、広め、伝えていくことは、それを享受する私たちが果たさなければならない役目でもあります。



国では、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことにつなげていくため、あらゆる世代における「食育^{*1}」を重視し、平成17年7月に「食育基本法」を、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育の取り組みを推進してきました。本町でも、この流れを受け、町民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力を学び実践することにより、心身ともに健全な人生を送ることを目的として、平成22年3月に「大江町食育推進計画」を策定しました。①食への関心を高め、食事の時間を楽しもう、②「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしよう、③朝ごはんをしっかり食べよう、食べさせよう、④バランスのとれた食生活と適度な運動で、健康な生活を実現しよう、⑤大江町のおいしい産物を味わい、豊かな自然の恵みに感謝しよう、の5つの重点目標を掲げ、本町のこれからの食育の方向性を示しつつ、この計画に基づいて本町の食育推進の活動が実践されてきましたが、その結果、以前にも増して食育への町民の関心が高まるとともに、家庭で、保育園で、学校で、地域で、企業で、行政で、食育実践の動きが着実に拡大してきています。

さらに、農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を推進することを目的とし、平成23年3月に「地域資源を活用した



産地化・ブランド化に取り組んでいる町産すももの新品種「サンルージュ」

農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化^{*2}・地産地消法）」が施行され、地域の食（食育）と農（地産地消^{*3}）を一体的なものとして推進していくための体制が整えられました。地産地消に対する関心の高まりをふまえ、本町においても、学校給食における地元産を中心とした県産農産物の

利用拡大や地域の食材・食文化の伝承等について、学校・地域との連携により地産地消の観点からも多様な食育啓発活動を推進しています。

計画期間の5年を経過し、食育と地産地消の言葉がだいぶ町民に浸透し、食の見方が変わってきたとはいえ、近年の社会情勢の変化を見ると、若者を中心に食生活を含めたライフスタイル^{※4}の多様化がより顕著となり、私たちの「食」を取り巻く環境はさらに変化してきているといえます。食の豊富さが当たり前となり飽食の時代といわれて久しい現代、日々の忙しさが優先され、食育の大切さは理解するものの実践できていないという現状もあります。その結果、食習慣の乱れや栄養の偏り、肥満や生活習慣病^{※5}の増加などの問題が依然として存在し、また、食中毒をはじめとした食の安全性の問題や、地域の豊かな食文化が失われる危機など、「食」に関わる様々な問題が私たちの生活に大きな影を落としています。



左沢小学校昇降口前の食育コーナー
学校を中心に様々な食育実践が展開されています

これら社会情勢の変化への対応と見えてきた諸課題の解決のため、改善すべき点、新たに盛り込むべき点などを含め、今、食育計画の将来に向けた見直しが求められています。それと同時に、「食」を支える地域の「農」の存在意義を重要視し、健全で豊かな食生活に向け、農業のさらなる発展と地域の活性化につなげていくためにも食育と地産地消を一体的なものとして捉えた計画の策定が必要となります。

こうしたことをふまえ、改めて食の持つ意義を見つめ直し、本町における食に関する課題を明らかにする中で、地域の食の現状を十分に理解し、町民はじめ様々な活動主体とともに、地域の「食育」と「地産地消」を考え、共通認識のもとに計画的に推進していくことを目的とし、「大江町食育・地産地消推進計画」を策定するものです。

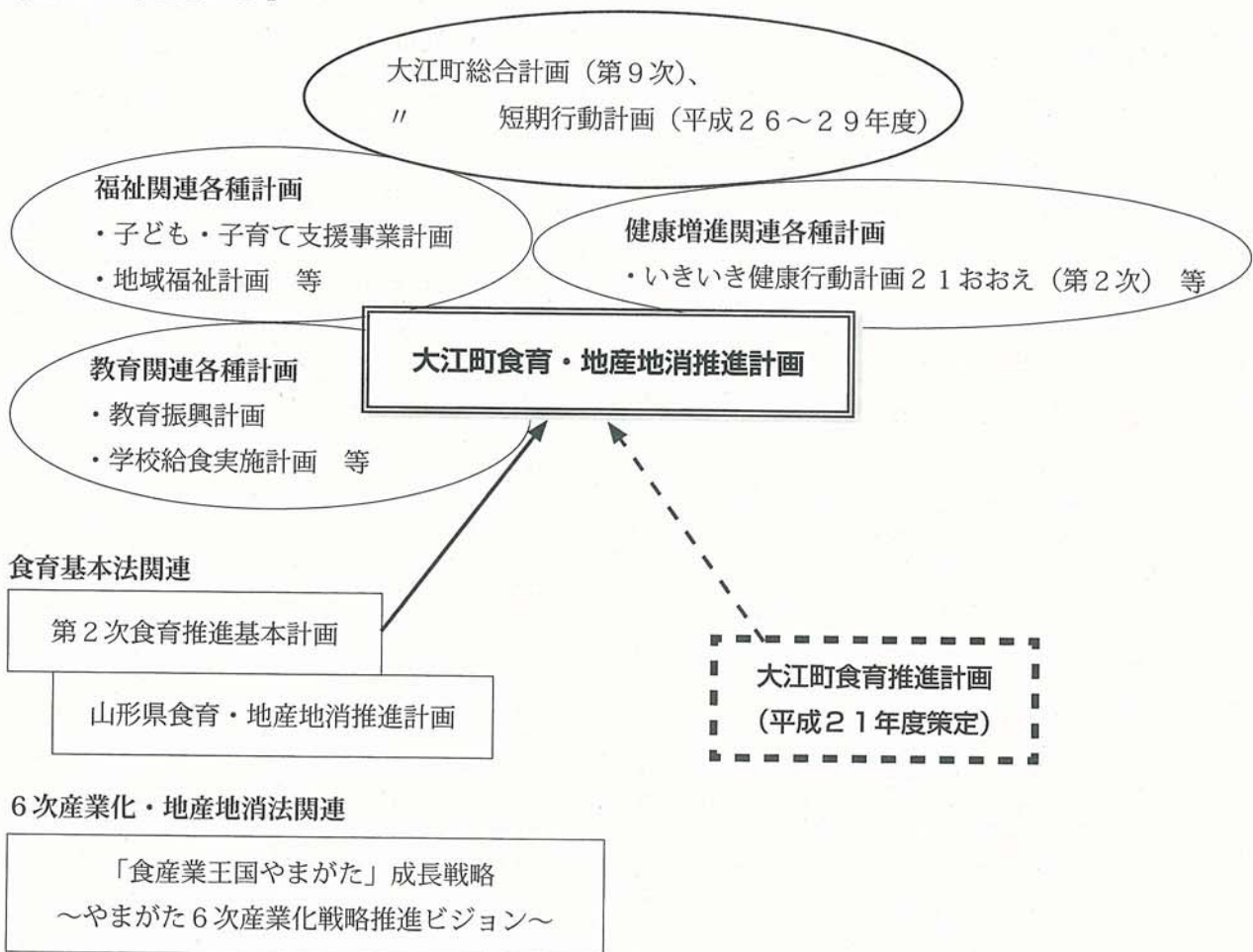
2 計画の位置づけ

大江町食育・地産地消推進計画は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）第41条に規定する「市町村の促進計画」と位置づけます。

また、食育・地産地消に関しては、国が策定した第2次食育推進基本計画（平成23年3

月策定、平成25年12月一部改定)と県が策定した山形県食育・地産地消推進計画(平成23年3月策定)を、6次産業化に関しては、県が策定した「食産業王国やまがた」成長戦略～やまがた6次産業化戦略推進ビジョン～(平成26年3月策定)を基本とし、大江町総合計画^{*6}(第9次、平成26年～29年の短期行動計画も含む)を上位計画とし、町の関連する各種計画(子ども・子育て支援事業計画(平成26年度予定)、地域福祉計画(平成27年度予定)、次世代育成支援対策後期行動計画(平成21年度)、いきいき健康行動計画21おおえ(第2次)(平成26年度予定)等)と連携しつつ整合性を図り、食育と地産地消を具体的に推進するための行動計画とします。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

この計画は、平成26年度に策定を行い、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間として定めます。

なお、計画の期間中における社会情勢の変化などによって、計画の変更が必要になった場合には、計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

大江町の地域特性などを生かした食育と地産地消を具体的に推進するため、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域、団体、企業、生産者などの関係団体や地域住民の声を聞き、それを計画に反映し、互いに連携する必要があります。

そのため、前回策定時と同様に次のような策定組織を設置し、関係団体の取り組みを確認しながら、本町の実情に応じた「食育」と「地産地消」を推進する計画とします。

(1) 「策定委員会」

策定委員会は、関係機関及び関係団体の代表者をもって構成し、食育・地産地消推進計画の策定を行います。

(2) 「策定班」

策定班は、関係機関及び関係団体の担当で構成し、現状の問題点や課題を踏まえ、食育・地産地消推進計画原案の策定を行います。

【計画策定図】

